平成20年第1回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月15日)

〇町長あいさつ
○開会の宣告····································
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○議案第29号~議案第33号の一括上程、説明2
○議案第29号の質疑、討論、採決15
○議案第30号の質疑、討論、採決1 6
○議案第31号の質疑、討論、採決 2 1
○議案第32号の質疑、討論、採決24
○議案第33号の質疑、討論、採決2 5
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決26
○発議案第 3 号の質疑、討論、採決····································
○特別委員会委員の選任について46
○町長あいさつ47
○議長あいさつ48
○閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

開会 午前 9時00分

○議長(吉永滿榮君) 改めて、おはようございます。

本日ここに、地方自治法第101条第3項の規定によりまして、平成20年第1回吉田町議会 臨時会が招集されました。議員各位、また自治会を初め町民の皆様方には、なお報道の関係 の皆様方、多数の御出席をいただきまして、本日の臨時会ができます。まことにありがとう ございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

〇議長(吉永滿榮君) 開会に当たり、町長よりごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) おはようございます。

定例会を前にして、臨時会でございますけれども、議員の皆様の健やかなお顔に接することができまして、町長としてうれしく思うところでございます。

私の座右の銘の一つに、こんな言葉がございます。「心遠ければ地おのずから偏なり」と。これは普通の意味では、心というものが世間から遠く離れていれば、自分が住むところはへんぴなところになるという意味でございますけれども、公人の場合――皆様と同じでございますけれども、公人の場合は、心というものが民意を離れているならば、おのずと自分のよって立つところも偏ったものになるという中国の東晋の時代の言葉でございます。常に民意をはかり、おのれの立つべきところを考えて、日々行動してまいりたいと思っております。議員各位とともに、またこの臨時会、時間を有効に使い、町民の負託にこたえたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉永滿榮君) ありがとうございました。

◎開会の宣告

○議長(吉永滿榮君) ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しております ので、平成20年第1回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(吉永滿榮君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、11番、勝山徳子君、12番、河 原崎昇司君を指名します。

◎会期の決定

○議長(吉永滿榮君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

◎議案第29号~議案第33号の一括上程、説明

○議長(吉永滿榮君) 続きまして、議案上程を行います。

第29号議案から第33号議案まで一括上程をいたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) 平成20年第1回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認につきましての5件でございます。

それでは、各議案につきまして、御説明申し上げます。

第29号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例)でございます。

本議案は、健康保険法の一部を改正する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律の施行等を受けまして、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いをするものでございます。

主な改正点としましては、納税義務者の負担の軽減を図る目的から、納期を6回から8回に変更することとしたほか、国民健康保険税の減免を見直すため、法改正に合わせて所要の改正をするものでございます。

第30号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例)でございます。 本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布されたことに伴い、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、国民健康保険税に後期高齢者支援金等の納付に係る課税が加えられるほか、65歳以上の国民健康保険の被保険者の年金からの特別徴収が始まるなど、法改正に合わせて所要の改正をするものでございます。

第31号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町税条例の一部を改正する条例)でございます。

本議案は、第30号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布されたことに伴い、吉田町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、個人の住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入及び 寄附金税制の抜本的拡充を行うこと。また、上場株式等の譲渡益や配当の軽減税率の廃止を 行うとともに、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の拡大を行うほか、公益法人関係税制 の整備等を実施するため、法改正に合わせて所要の改正をするものでございます。

第32号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例)でございます。

本議案は、第30号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布されたことに伴い、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点は、地方税法が改正されたことに伴う条文整理でございます。

第33号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町手数料条例の一部を改正する条例)でございます。

本議案は、戸籍法の一部を改正する法律が5月1日に公布されたことに伴い、吉田町手数料条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、個人情報保護の観点から、戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄本、抄本等の交付請求をすることができる場合の制限を行うため、法改正にあわせて、所要の改正をするものでございます。

以上が上程いたします5議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉永滿榮君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

税務課長、仲田京司君。

〔税務課長 仲田京司君〕

○税務課長(仲田京司君) 税務課でございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、吉田町税条例及び吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

それでは、第31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町税条例の一部を改正する条例)から説明をいたします。

提出議案の15ページと参考資料No.3をあわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、参考資料により説明をいたします。

まず、1ページをごらんください。

第19条の改正は、個人住民税の公的年金等からの特別徴収制度の導入に伴いまして、関連する条文を加え、整理する改正でございます。この個人住民税の公的年金等からの特別徴収につきましては、今回追加条文がございますので、そちらで説明をいたします。

2ページをごらんください。

第23条の改正は、公益法人制度改革に伴いまして、法人設立等の公益法人等に係ります新たな改正を行ったことにより、条文の整理をする改正でございます。

第31条の改正は、こちらも公益法人制度改革に伴い改正するものでございまして、公益法 人等について、最低税率の均等割課税を定める改正でございます。

6ページをごらんください。

第33条の改正は、条例番号のずれによります条文の整理をする改正でございます。

第34条の2の改正は、寄附金税額控除の条文を設けたことによりまして、関連条文を削除する改正でございます。

7ページをごらんください。

第34条の7の改正は、寄附金税額控除について新たに加える改正でございます。控除方式を税額控除方式とし、控除率6%、控除対象限度額を総所得金額の30%に、また、適用下限額を5,000円とすることと、地方公共団体に対する寄附金の特別控除額を定める改正でございます。こちらにつきましては、今後現行において対象としております寄附金に、地域の住民の福祉の増進などに寄与するための寄附金を加えるよう調整をいたしまして、9月に開催されます県議会において上程し、改正予定でございます県条例に倣いまして、指定した団体などに係る寄附金にも対応できるよう町条例の改正を行ってまいりますので、よろしくお願いたします。

9ページをごらんください。

第34条の8及び第34条の9の改正は、条文の新設、条例番号等の変更に伴いまして、条文の整理をする改正でございます。

10ページをごらんください。

第36条の2の改正は、寄附金税額控除の条文を設けたことによりまして、関連部分の整理をする改正でございます。

11ページをごらんください。

第38条の改正は、公的年金等からの個人住民税の特別徴収制度の導入に伴いまして、 関連する条文を加え、整理する改正でございます。

12ページをごらんください。

第41条及び第44条の改正は、こちらも公的年金等からの個人住民税の特別徴収制度の 導入に伴いまして、関連する条文を加え、整理する改正でございます。

14ページをごらんください。

第45条及び第46条の2の改正は、公的年金等からの個人住民税の特別徴収制度の導入 に伴いまして、給与所得に係る特別徴収につきまして、関連条文を加え、整理する改正 でございます。

15ページをごらんください。

第47条の改正は、こちらも給与所得に係る特別徴収税額につきまして、関連条文を加えて整理する改正でございます。

第47条の2の改正は、公的年金等に係ります個人の町民税の特別徴収についての条文 を加える改正でございます。

前年度に公的年金等の受給があった65歳以上の受給者を対象といたしまして、公的年金等の所得に係ります個人の住民税について、老齢基礎年金等から特別徴収を行う改正となっておりまして、年間の老齢基礎年金額が18万円未満、特別徴収税額が老齢基礎年金額を超えるものにつきましては除外することとしております。

また、特別徴収の対象となる年金所得者の個人住民税のうち、給与所得に係る所得割額び均等割額については、普通徴収とすることとしております。

なお、この特別徴収につきましては、平成21年10月の年金支給分から行うこととし、 準備を進めているところでございます。

17ページをごらんください。

第47条の3の改正は、公的年金等からの特別徴収義務者を社会保険庁などに定める条文を加える改正でございます。

第47条の4の改正は、年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務について、納入期日などを定める条文を加える改正でございます。

第47条の5の改正は、年金所得に係ります仮特別徴収税額を定める条文を加える改正 でございます。年金の支給月であります4月、6月、8月におきまして、前年度に算定 した年金所得に係る本特別徴収額の3分の1ずつを仮特別徴収額として徴収することと しております。

19ページをごらんください。

第47条の6の改正は、特別徴収されなくなった税額につきまして、普通徴収とすることとする条文を加える改正でございます。

第48条の改正は、公益法人制度改革に伴う条文の整理をする改正でございます。

20ページ、21ページをごらんください。

第50条、第51条の改正は、こちらも公益法人制度改革に伴う条文の整理をする改正で ございます。

第54条の改正は、条文の表記並びに条例番号の整理及び土地改良事業に係る法改正に 関連する条文整理をする改正でございます。

24ページをごらんください。

第56条の改正は、公益法人制度改革に伴い、公益法人等に係ります固定資産税につきまして非課税とする条文の整理をする改正でございます。

25ページをごらんください。

第131条の改正は、表記の整理及び土地改良事業に係る法改正に関連する条文の整理 をする改正でございます。

27ページをごらんください。

附則第4条の2の改正は、公益法人制度改革に伴いまして、公益法人等に係ります町 民税の課税の特例につきまして、条文を加える改正でございます。

附則第5条の改正は、条例番号のずれを整理する改正でございます。

附則第6条の改正は、条文の整理をする改正でございます。

28ページをごらんをください。

附則第7条の改正は、条例番号のずれを整理する改正でございます。

附則第7条の3の改正は、条例番号のずれを整理する改正と、税源移譲に伴います税 負担の変動が生じないように配慮をした措置といたしまして、個人住民税の住宅借入金 についての特別税額控除の適用を、申告期間経過後におきましても、規定の申告書を提 出すれば適用できるように改正するものでございます。

附則第7条の4の改正は、寄附金の税額控除におきまして算定いたします特例控除額につきまして、ほかの所得控除の特例の適用を受けた場合の寄附金控除額の特例控除額の特例を定める改正でございます。

31ページをごらんください。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございます。特例の期限、免税対象飼育牛に係る頭数の制限及び条項のずれを整理する改正でございます。

32ページをごらんください。

附則第10条の2の改正は、附則条項のずれ及び関連表記を整理するものと、省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置が創設されたことに伴いまして、 関連条文を加える改正でございます。

35ページをごらんください。

附則第16条の3の改正は、上場株式の配当課税につきまして申告分離課税が創設されたことによりまして、分離課税を選択した場合の配当控除の適用の課税の特例につきまして、条文を加える改正でございます。

37ページから39ページをごらんいただきたいと思います。

附則第16条から附則第19条の2までの改正は、いずれも寄附金税額控除及び特例条文 が加わったことによりまして、条文のずれと関連条文を加える整理をする改正でござい ます。

40ページ、41ページをごらんください。

附則第19条、第19条の2の改正は、いずれも株式等の譲渡所得に係ります町民税の課税について、配当等との損失合算ができることとなり、関連条文を加え、整理する改正でございます。

42ページをごらんください。

附則第19条の3の改正は、上場株式等の譲渡益課税の見直しが行われたことによりまして、条文を廃止、削除する改正でございます。

附則第19条の5の改正は、源泉徴収口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額の特例の創設によりまして、条文を加える改正でございます。

43ページをごらんください。

附則第19条の6の改正は、上場株式等の配当等に対する譲渡所得と配当所得の損益を 通算する特例条文を加えることまた、上場株式等の配当所得に係ります町民税の課税の 特例が加わったことにより、条文を整理する改正でございます。

46ページをごらんください。

附則第20条の改正は、条項番号のずれにより条文を整理する改正でございます。

49ページをごらんください。

附則第20条の2の改正は、寄附金税額控除に係る条文を加えたことによる条項番号の ずれ及び関連条文を加える改正でございます。

附則第20条の4の改正は、同じく寄附金税額控除に係る条文を加えたことによる条項番号のずれ及び関連条文を加える改正でございます。

52ページをごらんください。

附則第20条の5の改正は、文言の表記を整理する改正でございます。

附則第21条の改正は、公益法人制度に伴いまして、公益法人等に係ります平成21年度から平成25年度までの固定資産税につきましての特例規定についての改正でございます。 53ページをごらんください。

附則では、第1条で地方税法の施行期日にあわせ、各条項別の施行期日を定めたほか、54ページにあります第2条で個人町民税、61ページにあります第3条で法人町民税、64ページにあります第4条で固定資産税についてそれぞれ経過措置を講じるものでございます。

以上が吉田町税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。

続きまして、第32号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例)を説明いたします。

提出議案の43ページと参考資料No.4をあわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、参考資料により説明をいたします。

1ページをごらんください。

第2条第2項の改正は、納税義務者等についての規定といたしまして、固定資産税の 課税標準について、地方税法第349条の3に価格の特例を規定しておりまして、この改 正が行われたことによる条項のずれを整理する改正でございます。

附則第12項につきましても、第2条第2項と同じく、地方税法附則の改正により加えられた条文を含め、整理する改正でございます。

附則では、施行期日を公布の日からとして、平成20年度から適用し、平成19年度以前 については、改正前の条例を適用することとしております。

2ページをごらんください。

附則第12項の改正でございますが、1ページの第1条による改正の附則第12項についてさらに改正するものでございまして、鉄道再生事業等を実施する鉄道事業の用に供する固定資産に係る特例措置を定める地方税法附則第15条第59項を加える改正に伴いまして、条文を整理する改正でございます。

附則では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行 日にあわせて施行すること。また、平成20年度から適用し、平成19年度以前については、 改正前の条例を適用することとしております。

第1項の法律番号につきましては、法律の公布がおくれていますことから、公布されてから入ることとなっております。

なお、当町にはこれに適用が見込まれる固定資産はございません。

3ページをごらんください。

附則第12項の改正でございますが、こちらにつきましても、2ページの第2条による 改正の附則第12項について、またさらに改正をするものでございます。このうち、公益 社団法人、財団法人が設置する能楽等の伝統芸能の公演のための専用施設に係る非課税 措置を定める地方税法附則第15条第61項を加える改正に伴いまして、条文を整理する改 正でございます。

附則では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日にあわせて施行すること。また、平成20年から適用し、平成19年度以前については、改正前の条例を適用することとしております。当町にはこれに該当する固定資産はございません。

以上が吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。よろし く御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長(**吉永滿榮君**) 続きまして、町民課長、大石修司君。

[町民課長 大石修司君]

〇町民課長(大石修司君) 町民課でございます。

町民課からは、第29号議案、第30号議案、第33号議案の3議案について、専決処分の 御承認をいただこうとするものでございます。

まず、第29号議案と第30号議案は議案の名称が同一のものとなっておりますことから、 まずこの説明をさせていただきます。

吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、当初、健康保険法の一部を改正する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴う国民健康保険税の減免規定と、今回の法改正とは別であります。納期の変更につきましても、地方税法等の一部を改正する法律の施行を待って、3月末に一括して行う予定でおりましたが、国会の審議が継続となりましたことから、減免規定と納期の変更につきましては、平成20年4月1日から施行する必要があるため、3月31日に専決をさせていただき、地方税法等の一部を改正する法律の制定が伴う条文の改正につきましては、公布を待って専決をさせていただきましたので、同じ名称の議案が二つとなりましたことを御理解いただきたいと存じます。

それでは最初に、第29号議案 専決処分事項の承認を求めることについて、吉田町国 民健康保険税条例の一部を改正する条例を御説明申し上げます。

健康保険法の一部を改正する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定 により3月31日に専決処分をしましたので、御承認をお願いするものであります。

議案書の1ページから4ページと、参考資料№1の新旧対照表をごらんください。 まず、吉田町国民健康保険税条例の第9条第1項の納期でございます。当町ではこれ まで、国民健康保険税の当該年度分の税額が確定しない場合、仮に徴収ができるという地方税法第706条の2の規定により、到来する納期に限り、前年度の税額をもとに暫定賦課方式を採用してまいりました。言いかえますと、療養費と高額療養費等の現物支給が年の開始直後から、療養の給付は5月から支払いが行われるため、その財源を捻出するため、5月の第1期分と7月の第2期分につきましては、仮算定を行ってまいりました。しかしながら、仮算定は前々年度の所得を基礎とし、災害や固定資産の譲渡等による所得の変動、世帯員である被保険者数の大幅な減少等の理由から、仮算定が納税義務者にとって過大な負担になることを勘案し、本年度から町民税の課税所得額が確定する7月に本算定を行うとともに、納税義務者の負担の軽減を図ることから、納期を6回から8回に変更するものであります。

次に、第14条の国民健康保険税の減免につきましては、被保険者の資格を取得した日において65歳以上である者、被保険者の資格を取得した日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、または地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法等の被保険者の被扶養者について、資格取得後の2年間に限り減免をするものであります。

以上が平成20年3月31日に専決処分を行いました吉田町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例についての説明であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、第30号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健 康保険税条例の一部を改正する条例)を御説明申し上げます。

さきの健康保険法の一部を改正する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律の施行を受けまして、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成20年4月30日に公布されました。このことから、国民健康保険税に後期高齢者支援金等課税額に係る課税が加えられるとともに、65歳以上の被保険者の年金からの特別徴収が始められ、さらには年金収入の減額特例適用の移行終了に伴うなど、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、4月30日に専決をしましたので、御報告されていただき、御承認をお願いするものでございます。

議案書の5ページから12ページと、参考資料No.2の新旧対照表をごらんください。

具体的に申し上げますと、第2条(課税額)では、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者支援金等に係る条文を新たに加えたものでございます。

第3条(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)では、基礎課税額である所得割算 定税率を100分の7.5から100分の5.1に改正するものであります。

第5条(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)では、被保険者1人につき2万4,000円から1万3,000円に改めるとともに、第5条の2(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)では、特定世帯、いわゆる国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行したことにより単一となった世帯で、この世帯は1万4,400円に改正するもので、特定世帯以外の人においては、従前どおりの2万8,800円とするものであります。

さらに、5条の2と6条の間に「(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)」、「(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税

額の被保険者均等割額)」を加え、それぞれ「第6条」、「第7条」とし、後期高齢者支援金等に係る所得割額の算定税率を100分の2.4、被保険者均等割額を被保険者1人につき1万800円とするものであります。したがいまして、現行の第6条、第7条、第8条を1条ずつ繰り下げて、「第8条」、「第9条」、「第10条」とするとともに、文言の整理を行うものであります。

第11条には「(徴収の方法)」を加え、特別徴収と普通徴収としたものであります。 このことから、第9条以降も1条ずつ繰り下げて、第12条以降とするものであります。

第12条(納期)では、さきの3月31日の専決処分で、納期の回数を6回から8回に改めたことに加え、これらを普通徴収とするものであります。

第13条(納税義務者の発生、消滅等に伴う賦課)につきましては、文言の整理を行う ものであります。

第14条から第20条につきましては特別徴収について定めたもので、具体的には、第14条(特別徴収)では、老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の被保険者である世帯主と規定し、当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、特別徴収対象被保険者となった場合は、特別徴収の方法とし、第15条(特別徴収義務者の指定等)では、特別徴収義務者は、「当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者」とし、第16条(特別徴収税額の納入の義務等)では、年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに納入しなければならないとし、第17条(被保険者資格喪失等の場合の通知等)では、年金保険者が町から通知を受けた場合、当該通知を受けた日以後、支払回数割保険税額を徴収し、納入する義務は負わないとし、第18条(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)及び第19条(新たに特別徴収対象被保険者になった者に係る仮徴収)については特別徴収の方法とし、第20条(普通徴収税額への繰入)では、特別徴収の方法によって徴収されない場合は、到来する納期において普通徴収とし、未納に係る徴収金の充当も規定しております。

第21条(徴収の特例)、第22条(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)につきましては、文言の整理を行うものであります。

第23条(国民健康保険税の減額)の第1号では、基礎課税額の軽減について、被保険者均等割額を被保険者1人につき1万4,400円から7,920円に、特定世帯では8,640円とするほか、第2号では、被保険者1人につき9,600円から5,280円、特定世帯では5,760円とし、さらに後期高齢者支援金等課税額の軽減額を、被保険者1人につき4,320円としたものであります。

また、附則において、第3項から第6項の公的年金等所得に係る減額の特例及び所得割額策定の特例を削除するとともに、第7項から第16項を1項ずつ繰り上げ、第3項から第12項とし、文言の整理を行うとともに、施行期日を公布の日から、改正後の条例の規定を平成20年以後の年度分の適用としたものであります。

以上が平成20年4月30日に専決処分を行いました吉田町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例についての説明であります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 続きまして、第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町手数料 条例の一部を改正する条例)を御説明申し上げます。 戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の表示に関する条例の規定が改正され、吉田町手数料条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により4月30日に専決処分をしましたので、御報告させていただき、御承認をお願いするものであります。

議案書の44ページから47ページと参考資料No.5の新旧対照表をごらんください。

これは、手数料条例の第2条に規定する別表の手数料を徴収する事項の一部を改正するもので、具体的には、ゲン戸籍謄本及び抄本の証明の関係では、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条を追加し、第117条の4第1項を第120条第1項若しくは第126条に改め、戸籍記載事項証明関係では、第10条の2第1項から第5項まで、または第126条を追加し、除籍謄本の証明関係では、第12条の2第1項を第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは第126条に改め、交布または同法第120条第1項若しくは第126条に規定に基づくを追加し、調製された戸籍を調整された除かれた戸籍に改めるとともに、除籍に関する記載事項証明では、第12条の2第1項を、第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定または同法第126条に改め、さらに、婚姻届等受理に係る証明では、(同法第117条において準用する場合も含む。)の次に、「若しくは第126条」を追加して、当該条項を明確にしたものであります。

これが平成20年4月30日に専決処分を行いました吉田町手数料条例の一部を改正する 条例についての説明であります。

以上が町民課から専決処分をさせていただいた3議案の説明でございます。よろしく 御審議のほどお願い申し上げます。

〇議長(吉永滿榮君) 以上で上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前10時35分

〇議長(吉永滿榮君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は14名です。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(吉永滿榮君) 日程第3、第29号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。 質疑を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第4、第30号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

質疑を行います。

質疑ありますか。

2番、枝村議員。

〇2番(枝村和秋君) 2番、枝村でございます。

14条に特別徴収ということで、年齢65歳以上の国民保険の被保険者である世帯主ということで、年金から国民健康保険税が徴収をされるということでありますが、この年金から徴収する意味合いというですか、目的はどこから来ているのでしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- 〇町民課長(大石修司君) 町民課でございます。

これは厚生労働省の見解ですが、まず、国民の皆さんのほうに御負担をかけずに納めていただくということと、それから、もろもろの行政手数を省くというようなことで言われています。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 2番議員。
- **〇2番(枝村和秋君)** 2番、枝村でございます。

今、2点目的があるように感じられるんですが、一つは国民負担を軽減するという。もう一つは行政負担をということで、確かに私も現役当時は1年徴収担当をやりました。確かに年金から徴収をすれば手間が省けて、当然本来は納税に関しては、皆さんが100%納めてくれれば、徴収担当もいなくなって、裏を返せば役場の徴収担当1人減れば、1人、2人というか、その担当が減れば、当然税も少なくて済むということがありますが、その国民負担というですか。これは町民負担、健康保険ですから町民負担が軽減されるということだとは思いますが、私はいささかここに、町民負担の軽減になるかというのが疑問ですが、いま一度、本当に町民負担の軽減になるのか。その辺を教えていただきたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- **〇町民課長(大石修司君)** 実際に金融機関等の窓口に行ってお支払いをするというようなケースがなくなります。ということで軽減が図れますよということで申し上げました。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 5番、藤田和寿でございます。

ただいま同僚議員から御質問がありました、第14条の特別徴収に関してでございますけれども、昨日も厚労省の関係で、全国の都道府県の担当者が厚労省へ集まりまして、後期高齢者の問題についてやられたこと、ニュースで、皆様方も御存じだと思いますけれども、やはり国の施策で行ったということで、管理市町としましては当然のこととは思いますが、我が町独自のやはりPR策というんですかね。これだけいろんなところでこの問題、後期でもそうですけれども、特徴に関しまして話題が出ているときに、時間等ございますので、先ほど全協のほうでお伺いした資料によりますと、平成19年8月ごろの概算人数で、対象者数が2,200人と。ただしそれに関しまして、いろいろな縛りの中で、対象になる方が減っていくということもお聞きしましたので、できましたら、その対象者に関しましては、あなたはこういうことですよということを事前に何か同じような、広報の関係の通知を入れるときに、御案内を申し上げて、急に来たということのないように、前もっての心の準備等、そのような住民に優しい小回りのきく行政を目指していきたいと思いますので、そのような手当てを考えているか、御質問いたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- ○町民課長(大石修司君) この特別徴収につきましては、基本的には4月からということになっておるんですが、4月からのスタートは、県内の市町村の中では5町ほどというように聞いています。ほとんどが10月スタートということで、当町につきましては10月ということでございますので、これまでのPRもしてまいりましたが、若干の期間ございますので、さらにPR等を進めていきたいと思います。

以上です。

- 〇5番(藤田和寿君) 了解。
- O議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。

1番、佐藤議員。

○1番(佐藤正司君) 4月から後期高齢者の保険料が年金天引きになりましたよね。それで、これ全国的にも問題になっていましたけれども、いろいろとトラブルがあったようですよね。亡くなった方へまで請求書が行ったとか。吉田町でも相当苦情があったんではないかと思うんですけれども、その苦情の内容とか苦情の件数を把握していたら、ちょっと教えてください。

それから、今、同僚議員からもお話がありましたけれども、対象人数は2,200人ということですけれども、国保は世帯で行くと思うので、世帯は850でしたっけ――というようには聞いているんですけれども、先ほどの全協の中の説明で、条件が合わなくて外れる、特徴にならない、天引きにならないというようなケースがいろいろあるようで、これはなかなかわかりにくいところだと思うんですけれども、ほかの市町ではいろいろ、こういう場合は特徴ですよ。こういう場合は――パターンが幾つかあって、例えば世帯主が国保加入の72歳、妻も68歳で国保に入っていた場合は特別徴収ですよと。それから夫が72歳、妻が63歳の場合は特別でならないと。それから社会保険に入っている72歳のだんなの場合で、奥さんが国保に

入っていてもならないと。それから後期高齢者、78歳で、奥さんが63歳の場合は、これもならないと。これパターンがいろいろあるもので、本当にわかりにくいということだと思うんですけれども、こういうことは、ぜひ知らせる必要があると思います。

それから、そういう方が引かれると、世帯でどのぐらいになるのかというのは、本算定がないとわからないというのはわかるんですけれども、聞いてもわからないと言うと思うんだけれどもね。ぜひこれは調べる必要あると思いますよ。わからない。まあそれは7月になればわかるのかもしれませんけれどもね。

それから、もう一つお聞きしたいのは、今、どうやってお知らせするのかという同僚議員からの質問もありましたけど、どうやって知らせるかというよりも、1人1人に、世帯ごとに、私は後期高齢者の医療制度のときは、いきなり年金天引きだったと、こういうふうに思っているんですけどね。今回、多分そんなに町内多くはないんではないかと思うので、1人1人承諾をもらう。年金から天引きしてもよろしいですか。困りますかということは、私当然聞いて当たり前だと思うんですよ。これは家族の構成とか家族の事情があるんですよね。だから一方的に年金から天引きするというやり方は、やっぱりよくないと思うんです。その点ちょっとお伺いします。

〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。

○町民課長(大石修司君) 1点目の後期高齢者の関係でございますが、ちょっと今は国保の関係での、ご質問と思うんですが、いろいろな説明会等もやらせていただいて、確かに御質問等多々ございました。ただ、金額的にはテレビ、マスコミ等が言っているような金額がすべてということでございませんので、当町においてはある程度御理解を得たのかなというように思っております。したがいまして、特別苦情というのを、窓口のほうにおいでいただいて、御説明をして、御理解を得たというケースはございますけれども、特別に、もう困りますよというようなことは聞いておりません。

それから、もう1点目の、今度の特別徴収につきましてでございますが、こちらにつきましては、これは国のほうから、市町村の判断でできることということがありますが、その中に、被保険者数が少ないというのと、それから、非常に収納率が高いというような場合につきましては、特別に考慮できますけれども、あくまで基本については特別徴収ですよということで伺っています。

人数につきまして、先ほども全協中で2,200人ということを申し上げたんですが、これはあくまでそこに入っている人数でありまして、実際この対象となる人数というのはわかりません。わかりませんというのは、現時点でわからないということで、8月の本算定を迎えますと、その辺がはっきりしてくると思いますので、また状況変わってきましたら、それによってPRのほうも考えたいと思います。

以上です。

- ○議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。もう少し明確に伝えてください。
- **〇1番(佐藤正司君)** 今のところで答弁漏れていたと思うんですけれども、三つ目の事前に 了解をもらうべきではないかということについてはどうですか。
- 〇議長(吉永滿榮君) 町民課長。
- **〇町民課長(大石修司君)** これにつきましては、先ほど申し上げましたように、今、国から 特別徴収をしない理由という中に、一つは被保険者数が少ないよと。それからもう一つは、

徴収率が非常に高いよという二つの項目がございまして、これに基づきまして、こういう場合については、例外的に認めますということでございます。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 佐藤君、終わりです。
- ○1番(佐藤正司君) ちょっと答えが違うんではないかと思うんですよ。私が言うのは、対象者の承諾をもらうべきではないかということなんです。だから国がそういうケース挙げていますよね。あともう一つ、国が挙げているのは、口座振替が85%以上だったらとかという場合もいいよということを言っていますよね。だから私が言っているのは、年金天引きをするのは、個人の承諾が必要ではないかということを言っているんですよ。それをやるべきではないかと言っているんです。
- ○議長(吉永滿榮君) それについて、町民課長。
- ○町民課長(大石修司君) 今申し上げましたように、あくまで法律に基づきました形の中で 運用させてもらいます。したがいまして、原理原則については、今言いましたように、特別 徴収が原則であるというように、これに係る指針も来ています。

ただ、先ほど言いましたように、本算定の段階におきまして、この対象者がどのくらいになるかというのは、まだつかんでおりませんので、その状況によっては、また細かなPRをさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長(吉永滿榮君) 以上でその件については終わらせていただきます。

そのほかございますか。

[発言する人なし]

○議長(吉永滿榮君) なければ、質疑を終結します。

討論を行います。

佐藤議員。

○1番(佐藤正司君) 私は30号議案、専決処分事項の承認を求めることについて、吉田町国 民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対する立場で討論します。

今回の条例改正は、4月から始まった後期高齢者医療保険の年金天引きに続き、65歳から74歳の国民健康保険の加入者で一定の条件を満たす世帯主から、10月より年金天引きをすることであり、加入者から高い国保税を問答無用で取ることです。主に年金の収入で生活している人から、本人の承諾もなしに自動的に天引きすることは許されません。後期高齢者医療制度には、今や国じゅうから大きな怒りがわき上がっています。この制度が進めようとしている差別医療や新たな負担増を生んでいることが怒りの要因ですが、年金天引きが大きな批判の一つで、これでは生活できない。何と非道なことだと連日報道されています。この年金天引きをさらに拡大して適用していこうとする今回の条例改正は認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長(吉永滿榮君) 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(吉永滿榮君) ほかに討論ありませんか。

[発言する人なし]

○議長(吉永滿榮君) これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(吉永滿榮君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第5、第31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

質疑を行います。

質疑ありますか。

1番、佐藤君。

○1番(佐藤正司君) これも年金天引きということで出されていますけれども、来年の10月からですか、個人町民税、住民税ですか。これが天引きになるということですけれども、これは介護保険制度が65歳以上から天引きされているわけですから、似たような構成になるのかなという思いはあるんですけれども、正確にはいろいろな条件があるから、違ってくると思うんですけれどもね。

これ来年10月から天引きしようとしているわけですけれども、それに係る準備というか、 今からやっていくと思うんですけれどもね。システムを開発したいとか、変えていくという ことでは、予算もかかると思うんですけれども、それについてどの程度準備は進んでいるん でしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 税務課長。
- ○税務課長(仲田京司君) 税務課でございます。

準備につきましては、システム改修につきましては、特に具体的な改修の内容等はまだ伺っていないものですから、具体的な準備はしていないのが現状でございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) これはやっぱり行政の、何というんですかね。行政を進める上で、私ちょっと、こういう形でどんどん年金から天引きしていくというやり方は、国や町で税を集める人にとっては大変便利なやり方だとは思うんですよ。こういう形でどんどん機械化というか、コンピューターを導入して、そういう形でやっていくというのは、本来税というのは、きちっと納めるものではあるわけですけれども、ちょっと私、町長に聞いてみたいなと思うんですけれども、こういう形で税を天引きするというようなことになれば、集める側は大変便利ですし、国民もそうやって引かれていけば、税に関する感覚もなくなるのではないかと思うんですよ。ですから、こういう形で機械化して合理化していくことが、本当にいいのかどうか。町長、進める立場で、どのようにお考えになっていらっしゃるかなということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇議長(吉永滿榮君) 町長。
- ○町長(田村典彦君) 議員御承知のとおり、普通民間で、例えば八百屋に行って何かを買いたいという場合、自分が例えばリンゴを買いたいという場合、自分が買いたいリンゴがなければ買わないですね。そうですよね。ということは、結局買う人が自分の自由意思でもってお金を払うかどうか。対価として払うかどうか決めるわけですよね。

しかしながら、税一般というのは、そういうものでは基本的にないんですよね。むしろサービスを提供する前に、基本的に納税者と言われる国民からあらかじめ先にお金をいただくということですよね。基本的に予算というものは単年度主義でございますからね。そうした場合には、基本的には納税者はそこで選択の余地というのが基本的にはないわけですよね。仮に選択の余地があると。先ほど議員の発言でございますけれども、例えば先ほど、払うかどうか。承諾をどうのこうのと。承諾しませんと言えば、そこでそのお金が入ってきませんよね。そうすると、その人とシステムであるとか、そのような制度というものが機能しなくなりますよね。なりますね。だからそういうことを考えた場合、基本的に税及び税にたぐいするものについては、基本的には払わなければならないという前提のもので、あとは、要はそれについて、どのような徴収の仕方をとるかというわけでございます。端的に言うならば、どのような徴収の仕方をとるかというわけでございます。端的に言うならば、どのような徴収の仕方をとるかというわけでございます。端的に言うならば、とのような徴収の仕方をとるかというあうたいろものが、例えば特別徴収というものを法的に定めている場合においては、それに従って行動するわけでございますけれども、ただその際に、いわば納税される方、徴収される方に対して、できる限り了解を求めるようなやり方でもってやっていくというふうな、いわば心遣いというものは当然しなきゃならないと、そのように私は考えていますけれども。

- 〇議長(吉永滿榮君) 1番、佐藤君。
- ○1番(佐藤正司君) 私はね、さっき1人1人に断るべきだと言いましたけれども、これ町民の方の皆さんの家庭の事情がいろいろなんですよね、本当に。息子が国保を払っていてくれたんだけれども、今度天引きになると──世帯ですから、後期高齢者の場合だったんですけれどもね。息子が国保を払っていてくれたんだけれども、今度からは後期高齢者に移行した方なんだけれども、自分が年金天引きになってしまうと。ということは、自分も年金少ないから、本当に生活が大変になってしまっているというような方もいらっしゃるし、いろんなケースがあって、1件1件事情が違うわけですから、何をあれというのがわからないわけですから。少なくとも私は、承諾しないから払わないというのではなくて、納める、普通徴収の方法があるわけですからね。それも選べるということもあるわけですから、払うなとか、払わないとかと言っているわけではないんです、私は。ただ一方的に年金から天引きするのは、ちょっとひど過ぎるんではないかと、国の制度が。そこを私は言っているんです。

それから私、町長はまちづくりとか住みよい町にとか、住んでよかった町にとかと、きれいな言葉はいろいろ出てくるんですけれどね。私、本当に税の集め方というのが、年金から勝手に引いてしまうというやり方は、そこで人と人とのつながりとかが、なかなか見えなくなっていくというか、コンピューターが進歩して、機械化が悪いという、全面的に悪いと言っているわけではないんですよね。ただ、やっぱりそこは、使い方とか、使うのは人間ですから、人間同士がやっぱり基本だというのは、いろいろな町の計画の中で、ずっとそれは貫かれてはいるんですけれども、実際こういう形で、国が決めたからとか、法律だからということだけで、それを受け入れていくということが、それが本当にいいのかなという思いがあ

って言っているんですけれどもね。もし町長、何かあれば言ってください。なければ終わります。

○議長(吉永滿榮君) ないですね。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) はい、ありません。

質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

1番、佐藤君。

○1番(佐藤正司君) 31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町税条例の一部を改正する条例)について、反対の立場で討論します。

この条例改正の中で、65歳以上の公的年金受給者から、個人町民税の所得割り額と均等割り額が、平成21年10月から年金から天引きされることになります。町は事務の効率化を目指すことになるのでしょうが、町民の年金からは、既に所得税、介護保険料に加えて、4月からは後期医療保険料、10月からは国民健康保険税が年金から天引きになります。

内閣府が13日に高齢者の経済生活に関する意識調査の結果の発表を見ると、5年ごとの調査ですが、2007年の調査では、「前回より経済的に心配」とした人が大幅にふえています。60歳以上の方は52.3%が「公的年金だけ」と回答しています。日常生活で負担を感じている支出のトップは「医療費」で46%です。「毎月の生活費が年金では足りない」とした人は56.9%、「賄える」と答えた人32.7%を大きく上回っています。また、「現在の暮らしに経済的に心配がある」は37.8%、「全く心配はない」、「それほど心配はない」と答えた人の合計は60.7%の調査結果が出ています。改正するべきことは、高齢者や弱い立場の人が安心して暮らしていけるように、年金や医療、介護制度の充実です。私はこの条例改正案に反対いたします。

〇議長(吉永滿榮君) 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長(吉永滿榮君) これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

質疑を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

〇議長(吉永滿榮君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長(吉永滿榮君) 日程第6、第32号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とします。 質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。 討論を行います。

[発言する人なし]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

〇議長(吉永滿榮君) 日程第7、第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町手数料条例の一部を改正する条例)を議題とします。

質疑を行います。

質疑ありますか。

[発言する人なし]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[発言する人なし]

〇議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉永滿榮君) 日程第8、発議案第2号 事務検査に関する決議についてを議題とします。

これは5月2日付7名の賛成者をもって、5番、藤田和寿議員から提出されたものです。 本案については、提出者、5番、藤田和寿君の趣旨説明を求めます。 5番、藤田君。

〇5番(藤田和寿君) 発議案第2号。

平成20年5月2日、吉田町議会議長、吉永滿榮殿。

提出者、吉田町議会議員、藤田和寿。

賛成者、枝村和秋、市川陽三、片山 武、大塚邦子、杉村嘉久、佐藤正司、河原崎曻司。 事務検査に関する決議案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。 事務検査に関する決議。

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

1、検査事項。

- (1) 中山三星建材株式会社工場跡地買収に関する事項。
- (2) 中山三星建材株式会社工場跡町有地の利用に関する事項。

2、検査事項。

- (1) 関係書類及び報告書の提出を求める。
- (2)検査は地方自治法第110条及び委員会条例第4条の規定により、委員8名で構成する中山三星建材株式会社工場跡町有地特別委員会を設置し、これに付託して行う。
 - 3、検査権限。

本会議は、1に挙げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を中山三星 建材株式会社工場跡町有地特別委員会に委任する。

4、検査権限。

中山三星建材株式会社工場跡町有地特別委員会には、1に挙げる検査が終了するまで、閉会中もなお検査を行うことができる。

理由。

町の懸案事項になっている中山三星建材株式会社工場跡町有地について、買収に関する事務と、取得後の町有地利用に関する事務の検査を行い、現在、利用が進んでいない町有地の活用を図り、まちづくりを推進するために行う。

以上、朗読をもちまして、提案説明とさせていただきます。よろしくご協議のほどお願い いたします。

○議長(吉永滿榮君) 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番、増田宏胤君。

○9番(増田宏胤君) 9番、増田です。

本案件につきましては、さかのぼりますと、当局からは2回にわたり検証報告書が提出を されております。またその後におきまして、議会におきましては、4回にわたり全員協議会 で調査がなされてきております。内容は相当詳しくなったわけであります。

また、提出された議員におかれましては、平成14年の臨時会の議決の場にはいなかったものの、その後の跡地利用検討委員会には参加をされ、また報告書も上がっているわけであります。そのように詳しい議員であります。そのところから、内容におきまして、用地取得の是非についてどのように思っているのか。またあわせて、議会の議決権については、どのようなお考えを持っているか、お尋ねをします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 今、同僚、増田議員のほうからの御質問に対しまして、お答えいたしたいと思います。

まず、私的なことでありますので、利用委員会に2回委嘱を受けまして討論しました結論 に関しましては、その報告書に準ずる形で意見を集約してありますので、私的な意見はござ いません。以上であります。

また過日、第2回の議決に対することと、全員協議会等で情報は得ているわけではないかというような御質問があったわけでございますが、当局のほうから、平成20年2月29日に、中山三星建材跡地買収事務に関します検証報告書というものが発表され、本年4月の各自治会におきます自治会合同会におきまして、各組長さんにあててこの資料が公開されたと。これは公の資料として認知されているわけでございますけれども、議決を行ったことに関しまして、本来、多目的用地として取得を議決したわけでございますが、その後、ことしの7月25日を迎えますと、ちょうど6年の歳月がなされるわけで、その間の利活用等がなされていないということでございます。さまざまな理由があるのを考えましても、この問題に関しても、改めて細部にわたります事務の検証を行い、真相解明をするとともに、今後の反省の材料にしたい。しいては今後の町有地、貴重な財産でございます町有地をどのように利用していくか。今後の吉田町のまちづくりに生かしていくかということを主目的な事務検査を行っていきたいと考えておりますので、そのような御回答とさせていただきます。

- ○議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。 増田君。
- ○9番(増田宏胤君) 今までの全員協議会における調査の中で、行政側に重大なミスがあったのか。あるいは訴訟対象となる故意、過失が見られるのか。その点についてどのように考えていられるのか。そのようなことがあるので、今度の事務検査を求めるということに至ったのか。その点について伺います。お願いします。
- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田君。
- ○5番(藤田和寿君) 藤田でございます。

今、同僚議員のほうからありました御質問にお答えさせていただくわけでございますけれども、この検証報告書は、冒頭に書いてあるとおり、町長が主導する検査権限のない内部組織であると。信憑性に確認性が持てる事案についてのみの検証。ましてや好意的な方々のみの事案についての検証であるというただし書きがあります。それゆえに、我々議会といたしましても、やはり広くいろんな角度から、この事案について検証して、あくまでもそのもととなる事務に対する検証結果でのコメントでありますので、それがすべてだとは思っておりません。やはり広く町民の疑問にこたえて、一刻も早く貴重な財産を利活用するべく、事務の検証を行い、町民の方々に、その検証を特別委員会で行うことによって、説明責任を果たしていきたいなと考えております。

- **〇9番(増田宏胤君)** 終わります。
- 〇議長(吉永滿榮君) 8番、八木議員。
- **〇8番(八木宣和君)** 同僚議員の質問にちょっとダブる部分があるかもしれませんけれども。 この地方自治法98条による、いわゆる検査の議案でございますけれども、その検査の範囲、 対象について、ちょっとお伺いします。

この中に、いわゆる議会が議決したというわけでございますけれども、この検査の対象、 あるいは範囲というものに、議会の持つ議決権の行使についても含まれるでしょうか。その 辺をお尋ねいたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田君。
- ○5番(藤田和寿君) 5番、藤田でございます。

議決という重みは、やはり地方公共団体において非常に大切な、執行権に並ぶ重要な権限だと思っておりますので、各議決に対しまして検証するということは毛頭考えておりません。 しかしながら、事案に対する事務手続等の検証は行わなければならないというように考えております。

仮の話ではございますけれども、議案等、間違った目的のもので、もし提案されて、それを議決したと。それをもし仮に当局が事実を知った時点で、やはり再議すべきであったではないかなと考えております。再議もしておりませんので、もちろんそういった誤ったものはないと認識しているわけでありますが、やはりその辺につきましては、議会としての議決の重みを考えながら、事務の検査をするということで考えております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 8番、八木議員。
- ○8番(八木宣和君) 8番、八木です。

ただいまの御説明によりますと、当局からの議案提出が間違っていたならば、再議がなされたであろうというような御説明かと思いますけれども。当局が、要は提出議案が間違っていないよという結果、このような提案に基づいた議決というものがなされたというふうに考えますけれども、その辺、議案提出が間違っていたならば、再議がなされただろうというお話でございますけれども、再議がなかったということは事実でございますので。

そうしますと、この先ほどに戻りますけれども、議案に対する議決そのものに対する検査 の行使というものがなされるのかどうかという、想定をしておるのかどうかという、その辺 を再度確認をいたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田君。
- ○5番(藤田和寿君) これはあくまでも提案者の私的な見解ということで御理解していただきたいと思います。あくまでも特別委員会を設置して、98条の1項におきます事務検査に基づきまして特別委員会を設置して、特別委員会の中でもその辺のところは協議になっていくと思います。ですから、私が今、このような形で発言しても、特別委員会の中のメンバーに入るということはまだ決まっておりませんので明確な形ではございませんが、やはり一つの方法として、先ほど言いましたように、もし間違っていたら、再議しなかったよということも、一つの考えられる要素でありますけれども、その辺のところを、やはりそのときの世の中の事情、議決の案件がすべてこの検証報告書に載っているわけでなくて、抜けている部分もあるものですから、その辺のところを議決の真相というものを、町民の皆様方に改めて説明しても、別に問題はないんじゃないかなと考えております。

その議決に対する検証ということは、やはりこれは地方自治法等、非常に問題があると思いますので、その辺に関しましては、そのようなことは、現在は私は考えておりません。

- ○8番(八木宣和君) 終わります。
- 〇議長(吉永滿榮君) 7番、永田君。
- **〇7番(永田智章君)** 7番、永田です。発議案提出者に伺います。

発議案第2号 検査事項(中山三星建材株式会社工場跡地買収に関する事項)について伺います。

あなたは前当局者のときの工場跡地利用検討委員会と、現当局者の跡地利用検討委員会にメンバーとして加わっていましたね。1期生議員、2期生議員がこの中山三星建材株式会社工場跡地買収に関する事務について知らなかったときに、既にあなたは十分知る立場にいた。そして議員になって、一般質問の中でそのことを当局に質問された。当局は、中山三星建材株式会社工場跡地買収事務についての書類がなく、十分な説明ができない。議会が特別委員会を開いて調査をしてほしいと答えている。そもそも議会は合議体で執行機関ではない。行政は前任者と後任者がかわられた場合、引き継ぎが法律で義務づけられている。それをしなかったのは、行政当局の責任であるし、書類の保管は行政当局が行うことで、議会にはその責任はないと思います。引き継ぎの時点で、中山三星建材株式会社工場跡地買収事務に関する書類がなければ、その時点で前任者にただすべきであり、故意に隠されたような疑問が持たれたならば、その時点で当局が告発すべきであったのではないか。既に5年以上が経過している。一般的に書類の保管期限は5年と聞いている。既に時効が成立しているのではないか。当局がしっかりと引き継ぎをしていたならば、この問題は5年前に片づいていたはずである。その点について、あなたはどのように考えているのか、お聞かせ願いたい。

〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田君。

○5番(藤田和寿君) まさしく今、同僚議員の永田議員が言われたことはもっともだと思います。その辺のことも含めまして事務の検証をやるべきではないかなと思っております。ですから、その事務連絡等、引き継ぎ等も含めまして、本来ならば、私的なことですけれども、私も利用委員会にも参加しまして提言を町に対して行ったわけで、それに対しまして町長のほうから、平成17年3月15日の定例会におきまして、最終的に利用検討委員会が平成16年11月24日に有償貸付、優良企業誘致、運動施設整備、簡易的な多目的広場(暫定)ではございますが、そのような利用はいかがでしょうかというような形で、利用について、中島委員長のもと提案させていただきました。そのときのメンバーとして私も参加させていただきました。

財政的ないろいろな裏づけ等も考えての議論で、この辺のところは議事録にもありますので、情報公開するなり、見ていただければ、私の本意が通じるものと考えております。

しかし、それを受ける格好で、平成17年3月15日定例会におきまして、三輪委員の一般質問に答える形で、企業誘致を図るということを現町長が表明されたわけでございます。それから年月もたっているわけでございますので、その辺のところも含めまして、一刻も早く貴重な財産である町の町有地をどのように利活用するかということは、やはりここで我々議員が全会一致でこの問題に対して正面から向き合って、解決して、一刻も早く町民の皆様方に説明し、次のステップへ進めなければならないと考えており、このような事務の検査という形で、議員発議という形で上程させていただきました。本来持ってくるものは、やはりあのところを早く利活用して、町民に還元するというところが目的でございますので、御理解のほど、全員の方々の賛同を得て、町民に対して、議会が一致して、将来の吉田町をいかにするかというような姿勢を出させていただきたいと思いますので、ぜひとも皆様方の御協力をお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(吉永滿榮君) 7番、永田議員。
- ○7番(永田智章君) もう1点、中山三星建材株式会社工場跡地買収事務検証委員会が出してきた検証結果報告書は、あくまで報告書であります。この報告書の中でこう述べられている。現段階の検証結果で、「過去に行われた議決に反して、町有地となった中山三星建材株式会社工場跡地に企業を誘致することの妥当性を追求し、今後、行政当局が上程を行うことになる当該用地の売却議案の審議の参考にしていただくとともに、その経過を町民の皆様方に把握していただく」という所期の目的は達成されたと判断している。このように述べられております。この報告書を精査してみるに、どこにも違法行為があったという文字はない。つまり、前行政の行政能力が稚拙であったと述べているが、書類の不備は違法行為ではないし、現時点で違法行為はなかったものと私は判断しております。この中山三星建材株式会社工場跡地買収事務に関して、当局が疑問を持つならば、つまり違法行為があったという証拠がもしあるのなら、議会にゆだねるのでなく、当局が告発すべきで、公的に行政当局が告発することも十分できます。議会が行う行為ではないと思うが、発議者のあなたの考えを聞きたい。
- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- **〇5番(藤田和寿君)** 5番、藤田でございます。

その件に関しましては、やはり今、ここに出されている検証報告書でしか情報がありませんので、コメントは現段階では私はできません。やはり、そのためか、今、永田議員のほうから御質問があったことに回答するためにも、一刻も早く議会独自の事務の検査が必要ではないか。やはり正確なものを我々も認識して、次の行動を起こすということにおいても、今回の、本来ならもっと早く、これについては行わなければならなかったと考えております。というのは、平成15年6月16日、平成15年の定例会の一般質問で、13回において、議員から一般質問が、この件に関してなされているわけです。8名の議員がこの件に関して一般質問で、町に対して町政を問うているわけでございますが、いまだに閉塞感の中、進んでいないというのが現状です。やはりここは、議会と当局と車の両輪になって、この問題を解決するべく一刻も早く事務の検査を行い、明確な形で推進して利活用を図るということのためにも、先ほど今、永田議員から質問がありました、その辺のことも含めまして、やはり検証していかなければまずいのではないかなと考えております。

- 〇議長(吉永滿榮君) 7番、永田議員。
- ○7番(永田智章君) 最後に、あなたはこの発議案を提出に当たって、検査事項の理由に、 取得後の町有地利用に関する事務の検査を行い、現在、利用が進んでいない町有地の利用を 図り、まちづくりを推進するために行うと言っておりますが、当局は既に、この土地は企業 誘致しますよ。つまり、工場用地として売却しますと公募しているのを知っておりますね。 あなたは委員会をつくり、この町有地の活用について検討するということは、当局が売却し ようとしている行為についてノーということですか。当局ができるだけ早く売却しようとし ている土地を、委員会を開いて活用を検討することは相反する行為であり、無駄なことだと 思いますが、あなたの考えを聞かせてください。
- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) これはあくまでも私の考えですので、賛同された方々の意見もいろいろあると思いますが、それは特別委員会の中で議論することといたしまして、昨年の7月25

日、町長を委員長にする跡地売却検討委員会を立ち上げて、8月1日から8月31日まで企画書の応募を行ったと。残念ながら、問い合わせ等はありましたが、現在まで至っております。昨日、担当課のほうにお邪魔しましてお伺いしたところ、問い合わせはまだあるが、正式な企画書が出ていないという現実があります。やはり実質公債費比率21.6と、数字もちょっとすみません、あれですけれども、県下で2番の負債が多い、公債費が高いという我が町を考えるに当たり、やはりより豊かな吉田町を建設するために、大きな負担となっている町有地の問題に関しまして、今、現当局は、企業誘致ということで売却に向けて行っているわけでございますが、やはり我々も、いろいろな切り口から柔軟な格好で助言というか、提案も行って、企業誘致はもちろん今、インターネットでも、県の担当部署においても公募されているわけでございますので、それに対してストップをかけるわけではございません。あくまでもこの土地をうまく利活用できる形で推進するために、我々議会も一丸となって、この利活用に関しまして、特別委員会をつくって応援しているということで、御理解をしていただきたいと思います。

〇議長(吉永滿榮君) 11番、勝山議員。

○11番(勝山徳子君) 勝山です。提出者、藤田議員にお伺いいたします。

まず初めに、中山三星建材株式会社工場跡地買収事務に関する検証結果報告書を、行政報告会にて伺いまして、議会としては全員協議会で、3月7日から5回開催してまいりました。議長の話の中でも、委員会を設置するかしないかについては、皆さんが十分にこの問題に対して方向性を認識した上で決めていきたいと思っていると発言されたのが、4月21日の全員協議会でした。それを受けて、発議案の賛成者7名の署名をもって臨時議会の開催要求の提出をしたことについて、何ら全員協議会で協議もせず、賛成者を集めて5月2日に臨時議会招集請求書を提出しましたが、6月議会を目前にして臨時議会の要求をし、事務検査に関する決議案を提出した理由を、まずお伺いいたします。

〇議長(吉永滿榮君) 藤田議員。

○5番(藤田和寿君) 先ほど同僚永田議員の質問の中にございましたが、議会として一般質問を平成15年からやっておりまして、昨年も私は9月、12月と一般質問させていただきました。やはり当局に対しまして働きかけというものに限界を感じております。しかしながら、先ほども言いましたとおり町の財政も非常に緊迫しておりまして、有効な利活用に向けて、やはり緊急性のある課題だと認識しております。昨年12月においては榛原総合病院に、広域関係でございますけれども、財政支援を行うということで、我が町吉田町を取り巻く環境というものは非常に厳しい環境の中、限られた税の中での町運営を、今当局がやっているわけでございまして、我々議会も、やはり自分たちから一歩前へ進んで、この問題に正面と立ち向かう義務があるではないかなと考えます。全員協議会で議論されることも大変必要でありますし、特別委員会をつくったから8名だけでやるということは毛頭考えておりませんし、協議会という形で議員全員の参加をお願いして意見を集約する方法もありますので、ぜひとも全員の方々の賛同を得て、一刻も早くこの問題の解決を図って、次は町の懸案事項に対しまして、やはり進んでいかなければならないんではないかなと思います。

ですから、6月の定例会といいますと、ちょうど7月、買ってから6年たちます。6年というのは小学校1年から6年です。非常に長い時間がたっております。やはり町民も、その件に関しまして非常に関心も大きいと思いますので、今ここで議会が主導権を握って、この

問題に関して問題解決に向けて動くことが大変必要なことではないかなと思いまして、大変申しわけございませんけれども、全員の方々に賛同のお願いに回ったわけですけれども、くしくも賛同を得られなかった。私の説明不足で賛同を得られなかった方々もいらっしゃいますが、きょうの本会議で賛同をいただき、全員でやっていきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 11番、勝山議員。
- ○11番(勝山徳子君) 今御説明いただきましたが、この働きについて限界があると。そして、緊急性を感じる。そのためにこの臨時議会を開催要求をした。本当に6月議会が目前にある中で、私たち議会においては、調査権、検査権、またそういう権限が与えられていますけれども、与えられているから乱用に使っていいのか。これは予算がかかっております。そういう観点で、この臨時議会の開催要求というものをお聞きしたわけです。そこが緊急性があるということに対して、私は理解はしておりません。

2点目に、事務検査に関する発議案についてお伺いいたします。

地方自治法第98条第1の事務検査に関する決議でありますが、検査方法についてお伺いいたします。

事務の検査は、町長に対する報告の請求の方法ですが、どの程度の提出を求めているのでしょうか。検査権は議会に与えられた権限でもあります。議会がその範囲と方法を議決しなければならないわけですが、提出者の検査方法に、「(1) 関係書類及び報告書の提出を求める」とありますが、具体的に何が問題で、どのような書類、報告書の提出を考えているのか、お伺いいたします。

もう1点、検査権限についてお伺いいたします。

「本会議は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を中山三 星建材株式会社工場跡町有地特別委員会に委任する」とありますが、98条第1項の事務検査 を特別委員会で行うというふうに解釈してよろしいのか、お伺いいたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 検査方法でございますが、関係書類及び報告書の提出ということで、関係書類、買収事務に関します報告は、公にして信憑性ある結果という形で、このような最終報告が2月29日に出されているわけで、それに入らなかった部分もあると思いますので、その辺に関しましては後段の部分にありますけれども、監査委員の方に見ていただければ。その事務監査において検証をしていきたいなと思います。

報告書に関しましては、今現在、これに出ていない部分。現在までにかかります町有地の利用に関する事務が、過去の、先ほども申しましたが、一般質問等、当局のほうからなされているわけで、その答弁がある以上、裏づけのある書類等が存在しているものと考えております。町長も過去の同僚議員からの質問で、本来ならば、全部解決した折に1件書類で開示するというお話があったんですけれども、そこまで残念ながら待てませんので、問題がない部分に関しましては、報告書の提出を、町の利活用に向けての動きというものを検査して、しっかりやっているということを町民の皆様方に説明できればなと考えております。

続きまして、委任することでございますが、やはり全員で常任委員会に付託することもできるわけでございますが、常任委員会に委任するということは、やはり常任委員会の仕事もありますので、ここは特別委員会を設置して、この件に関しまして専任でやっていく。人数

につきましても、一応8名ということでなっておりますけれども、14名のうちの過半数ということ。なおかつ会議としまして、そのぐらいの人数が妥当ではないかと考えておりますので、委員会報告等、全協の場で行っていけば、全議員の認識問題等の統一はできると考えておりますので、できれば8名の特別委員会を設置して早期に検査を行っていきたいと考えておりまして、委任するような形で上程させていただきました。

- 〇議長(吉永滿榮君) 11番、勝山君。
- **〇11番(勝山徳子君)** すみません。答弁がちょっと違うような気がするんですが、98条の 1というのは事務検査ですね。事務検査ということは書面の検査ですね、でいいですか。そ れを特別委員会で行うことですかというふうにお伺いしたつもりなんです。ごめんなさい。 もう3回目ですので、それをお伺いしたいと思います。

それと、理由の中に、「町の懸案事項になっている中山三星建材株式会社工場跡町有地について、買収に関する事務と、取得後の町有地利用に関する事務の検査を行い」という、あくまでもこれは事務検査ですね。検査事項の中にも、中山三星の買収に関する事項と、それから、町有地の利用に関する事項と掲げてありますけれども、あくまでも事務の検査を行うということで解釈してよろしいわけですね。

それと、最後にもう1点。検査結果の取り扱いについてお伺いいたします。これは、特別 委員会が開催されてのことでありますので、検査結果がどういうふうな状況になるかわかり ませんけれども、提出者としての検査結果の取り扱いについてお伺いしたいと思います。

議員必携の中に、検査の結果が委員会報告書の提出の後、委員長から報告された場合、それだけでは何ら法的効果をもたらすことにはならない。検査の目的は、町の事務処理の適正を図ることにあるのであるから、議会が今後行う予算、条例などの審議や調査活動、そして監視活動に反映させるべきものである。しかし、委員長報告の内容からして、執行機関に対して何らかの措置を要請する必要がある場合には、決議として議会の意思を明らかにして事務処理の是正を要求することになり、また問題いかんによっては、不信任議決その他の方法で、町長の政治責任を追及して、執行機関に対する監視機能を十分に発揮し、議会としての責任を果たすことになるとあります。検査結果の取り扱いをどのように考えているのか、お伺いいたします。

- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 前段の部分の質問でございますけれども、事務の処理検査ということで委員会に委任いたしますが、あくまでも98条の1項の権限を委任するわけで、中山三星建材株式会社工場跡町有地特別委員会という特別委員会が、今回立ち上げられるわけでございますので、この委員会は、事務の検査を行うとともに、今後の利用に関しても調査を委員会として行うべきではないかな。何のためにこの事務検査をするかの目的を、しっかりとここはしていかない手はないと思います。やはり現在利用が進んでいない町有地の活用を一刻も早く図り、吉田町の町づくりの推進のためにやる事務の検査でありますので、その目的に向かうための事務検査は手段でありますので、それの目的はやはり、一刻も早い町づくりの推進でございますので、その辺のところで、事務の検査以外に特別委員会での活動というのも十分あり得ると考えております。

続きまして、最後の落としどころはどこにするという形でございますが、今、勝山議員から御質問がありましたとおり、特別委員会を設置しますと、町民の皆様方の貴重な税金を使

って、我々も活動させていただきますし、いろんな形で費用等発生するわけであります。その貴重なお金を有効に使うためにも、最終的には決議という形で、広くこの本会議の中で決議を、全議員の賛成を得て採択するような形でまとめる方向まで、特別委員会が活動ができればなと考えております。

以上です。

〇議長(吉永滿榮君) 以上ですね。

そのほかございますか。

藤田議員、質疑を終結します。御苦労さまでございました。

- ○5番(藤田和寿君) よろしく御審議をお願いします。
- 〇議長(吉永滿榮君) ここで討論を行います。

反対並びに賛成討論の方ございますか。 7番議員。

○7番(永田智章君) 私は、発議案第2号に反対いたします。

検査事項1、中山三星建材株式会社工場跡地に関する事項、2、中山三星建材株式会社工場跡町有地の利用に関する事項、この2項についての特別委員会の設置の必要はないと考えます。前任者と後任者が当時しっかりと引き継ぎをしていれば、このような問題は起こらなかった。行政は引き継ぎが法律で義務づけられているが、それをしなかったのは当局の責任である。議会は合議体であり、議会にその責任はない。また、書類の保管は当局の義務であり、それを怠ったのは当局である。何で議会が委員会をつくって書類探しをやらなければならないのか。行政当局がやることで、当局の責任である。当局と議会はそれぞれ独立した機関である。町民に対しての説明も、執行機関である当局がすべきである。当局が作成した中山三星建材株式会社工場跡地買収事務検証委員会が作成した検証結果報告書の中で、違法行為があったとはどこにも記述されていない。つまり、違法行為がなかったものを特別委員会を開いて何を調べるのか。その必要はないものと考えます。

また、執行機関である行政当局が、中山三星建材工場跡地の売却を決めている以上、議会がこの土地の活用について検討することは、相反する行為である。合議機関である議会は、近い将来、行政当局がこの土地の購入者と仮契約を終えた時点で、議会に対して町有財産の売却について承諾を得るべく議案を提出してきたとき、その会社がふさわしい優良企業であるか。また、金額的に妥当であるかなど、もろもろの条件をかんがみて、粛々として議決すればよいことである。行政当局が売ると決めて公募している土地を、委員会をつくって活用を考える必要はないものと私は考えております。

よって、私は、発議案第2号に反対いたします。

- ○議長(吉永滿榮君) そのほか、反対討論ございませんか。
 - [「賛成討論してください。順番が決まっていない」の声あり]
- ○議長(吉永滿榮君) 先に挙手しましたので、八木議員、お願いします。
- ○8番(八木宣和君) 8番、八木です。

本議案であります特別委員会設置による地方自治法第98条第1項に基づく検査権の発動に、 反対の立場から討論をいたします。

確かに法は第98条第1項において、町の事務に関する書類とか検査書を検査する権限を議 会に付与しておりますけれども、この立法趣旨は、町の事務行為について、不正な行為ある いは不当な行為がなされた蓋然性が高い、あるいは何らかの形でそれらが顕在化しているといったような場合に、議会が書類とか計算書の検査、検閲を通して、それら疑惑について調査、究明し、必要があれば当局に是正措置を求めることであると考えます。

しかしながら、本議案における検査事項であります中山三星株式会社工場跡地買収に関する事務、並びに取得後における利用に関する事務に関しての調査委員会設置の発議案は、提案説明からしましても、また、質疑を通しても、そのような疑惑の存否の解明をその設置の理由、目的にしたものではございません。ゆえに、不正な行為あるいは不当な行為の存在が想定されていないにもかかわらず、調査委員会を設置して検査権を発動することは、法が第98条第1項において議会に検査権を付与した趣旨にそぐわないものであると考えます。

さらに、本議案は、これら買収に関する事務と、取得後の利用に関する事務の検査を通して、この土地の利活用を図ることを提案理由としているわけでありますが、検査という手段と、この土地の利活用を図るという目的とは結びつかないのではないでしょうか。また、この土地については、取得後2回にわたり、議員を含む有識者を委員とする、町長諮問による利活用委員会が設置され、何回もの審議を重ねた上での答申がなされております。再度この利活用について、議員のみを委員とする特別委員会を設置し審議することの妥当性、適当性を見出すことは難しいと考えます。

以上、本議案についての反対討論とします。

〇議長(吉永滿榮君) 反対討論ありますか。

増田議員。

○9番(増田宏胤君) 9番、増田です。

発議案第2号について、反対の立場で討論します。

このたび、事務検査の対象とする土地取得については、平成14年7月臨時会において当局から提案され、審議を経て議決された案件であります。議会の意思決定が議決であり、議会の重要な使命であり、職責であります。議会の権限は合議体による決定であり、発動されるもので、理解しなければならないことであることから、軽率な行為は慎むべきであると考えております。

さらに、議決の執行に当たっては、5カ年余が経過し、その間においては、再々の跡地利 用検討委員会の設置と答申がなされております。町当局もその方向で取り組みがされて、現 在に至っていることであると思っております。町政運営に当たっては、責任と義務を果たす べきであると考えております。

本案件については、検証結果報告書及び全員協議会の審議において進められ、検討されたことでありまして、審議の中で故意または過失があったとは考えておりません。私は議決を尊重し、事務検査は議会に汚点を残すのではないか。町政のさらなる発展に向けて、前向きな行政と議会であることを求め、ここに反対の討論とします。

○議長(吉永滿榮君) 反対討論はありませんか。

[発言する人なし]

〇議長(吉永滿榮君) **賛成討論を求めます**。

1番、佐藤議員。

○1番(佐藤正司君) 私は、発議案第2号 中山三星建材株式会社工場跡町有地特別委員会 の設置に賛成の立場で討論します。 町が中山三星建材株式会社工場跡地を買収して6年近くになります。この土地の取得には、元利合計12億5,373万5,001円の全額借金をし、まだ6億4,783万3,330円の借り入れ残高があります。町にとっては重い負担になっております。しかも、買収したまま放置され、何も利活用されておりません。町民の中からも、税金の無駄遣いではないかと指摘されております。

今、当局はこの土地を売却して、企業誘致をとの方針です。町づくりの方向性を出すためにも、早い解決を望むものです。そのためにも、買収をめぐるさまざまな疑問を明確にしていくことが必要です。買収当時の資料を読むと、マリーナ、総合運動公園、多目的広場などと目的が変わり、買い手があらわれれば売却してもよいというような答弁で、明確な利用目的がなく買収しております。本当にこれが行政財産の取得として適切であったのでしょうか。議決された議案には事務手続上の間違いがあり、議案としての不備もありました。当局は、中山三星建材株式会社工場跡地買収事務検証委員会の最終報告書を出しましたが、その中身は、内部調査と売り手の三星側の調査で、一方的という批判は免れません。議会ができる調査権を行使して、町民の前にこれらの疑問、問題点を解明していく必要があります。

よって、特別委員会の設置に賛成するものであります。

O議長(吉永滿榮君) ほかに討論はありませんか。

13番、大塚議員。

○13番(大塚邦子君) 私は、この発議案に賛成の立場で意見を申し上げます。

過去の議決したことの重みは非常に重い、そういうふうに考えています。町民の血税を投 じて多額な金額をもって財産を取得した過去の議決ではあります。重いからこそ、今こうし た検証報告書を見た上で、疑問点が出されていることについては、きちんと調べて、それを 町民に報告をしていくのが、今の私ども議会議員に課せられたことだというふうに思ってお ります。

私としての問題意識としましては、事務処理された形跡がなかったということから始まっております。検証委員会の報告書にも、この事務は、スタート時点で誤っているというような記載もされております。議会といたしましては、この最初の時点のそうした事務処理された形跡がなかったことについて、それらを初めとして、今、検証報告書が問題にしている疑問点について、まず調べていくことに意義を感じるものです。議決の重み。重いからこそ、町民の代理者として、事務処理された形跡がないことについてきちんと調べ、それを議会として町民にその報告をしていく。当然の務めだと思います。

さらに、その後の土地の利活用についても、当局とともに、この土地を使うことが将来の 町づくりにつながるということを目標にして私たち議会が動いていくことが、今求められて いると思いますので、私はこの特別委員会を設置することに賛成をするものです。

- 〇議長(吉永滿榮君) ほかに討論ありますか。
 - 11番。
- ○11番(勝山徳子君) 反対討論させていただきます。

発議案第2号 事務検査に関する決議について、反対の討論をいたします。

平成19年9月議会にて、今回の発議案の提出者が一般質問で、中山三星建材工場跡地についての総括として、取得までの経過及び購入後の5年間の措置についてを質問いたしました。町長の答弁の中に、取得につきましては、申し入れから購入までのストーリーについて、一切確固たる資料に基づいて町民に説明できるものはありません。すべてが憶測になってしま

います。取得に関しては、私にはもはや手だてがありません。議会の皆様にはさまざまな手だてがございます。ぜひとも議会の皆様の手で、何とかこれについて町民の皆様に御説明できるよう、手だてを講じていただきたいと答弁がありました。私は、この答弁に関して、ずさんな事務処理を解明するのは当局の責任であり、仕事であると思っています。平成20年2月29日に買収事務検証委員会が最終報告書を出しました。説明責任は当局であり、検証結果報告書の疑問点に関しては、これから出ます発議案第3号にあります監査請求で行えばよいと思っております。

質疑の中でも、特別委員会が第98条第1項の事務検査、そして町有地の利用に関することを特別委員会で検討したいという御答弁がありました。土地を買ってから6年、本当に、何もせずに町が放置をしているということに対しては、私たちも疑問に思っておりますけれども、町としては、この土地を売りたいという方向性を町長としては出しております。その中で、特別委員会として、この町有地の活用に対して検査をしたとしても、私は拘束力はないというふうに考えております。ですので、まず事務検査の書面の検査であって、疑問点においては、監査委員の検査で十分と考え、反対討論といたします。

○議長(吉永滿榮君) ほかに討論ありませんか。

4番、杉村議員。

○4番(杉村嘉久君) 私は、賛成討論をいたします。

検証結果報告書が行政側から出されまして、これはもう各家庭、回覧の状況、私どもの組 でも組長が回覧しましたけれども、いわゆる先ほどからいろいろ出ておりますけれども、不 正があったから調査をするとか、法律に抵触するからとか云々、そういったことではなくて、 この報告書を読みますと、やはり読まれた町民の方からも、電話等でいろいろ問い合わせと いいますか、ありました。そうしますと、首をかしげるようなことが、お互いに行政側にも 議会側にもあるんじゃないかという感想なんですけれども、やっぱり反対討論をされた同僚 議員、もちろん法律的には我々はそのように理解できるわけですけれども、もう事実、報告 書を広く一般住民の方がお読みになっていろんな疑問を持っていると思うんですね。それに こたえるためにも、やはり疑問点と思われる、我々のこの議会としては、これはそういうこ とはないよ、議会は議決権があって、こうやって落ち度はなかったと言っても、何か報告書 自体が疑問を抱かせるような内容がかなりあるものですから、その辺のことも一応委員会を つくりまして再検証といいますか、検証しまして、そしてその結果、同じような報告書をや はり住民側にも示す必要があろうかと思います。そしてこれは、急いでという形。もう少し 意見がありましたけれども、全員協議会でもんでいろいろやるべきだということも意見あり ますけれども、私も参加させてもらって、堂々めぐりといいますか、何か焦点が定まるよう な方向というのは、なかなか難しいですね、14人でやっていますと。そういったことから、 この8人から意見がまとまりまして、それで藤田議員にお願いしてこういうことになってい るわけですので、ぜひ町民の皆さんの疑問に答えるために、その報告書の中に、今、皆さん 言われた議会と行政側の仕事の違いとか、こういうふうになっているんだと、その辺のこと もわかるようなものも添えて報告書をつくっていくと、そんなことも考えられると思います。

○議長(吉永滿榮君) ありがとうございます。

そのほかございますか。

[発言する人なし]

○議長(吉永滿榮君) なければ、これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

〇議長(吉永滿榮君) 起立多数でございます。

これによって、本案は原案のとおり承認されました。

◎発議案第3号の質疑、討論、採決

O議長(吉永滿榮君) 日程第9、発議案第3号 監査請求に関する決議についてを議題とします。

これは5月2日付、7名の賛成者をもって5番、藤田和寿議員から提出されたものです。 本案については、提出者、5番、藤田和寿君の趣旨説明を求めます。

5番、藤田議員。

〇5番(藤田和寿君) 発議案第3号。

平成20年5月2日、吉田町議会議長、吉永滿榮殿。

提出者、吉田町議会議員、藤田和寿。

賛成者、枝村和秋、市川陽三、片山 武、大塚邦子、杉村嘉久、佐藤正司、河原崎曻司。 監査請求に関する決議案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。 記

監査請求に関する決議。

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

1、監査を求める事項。

中山三星建材(株)工場跡地買収事務検証結果報告に関する事項。

- 2、監査結果の報告期限、本決議議決後1カ月以内。
- 3、理由、町の懸案事項になっている中山三星建材(株)工場跡町有地について、中山三 星建材(株)工場跡地買収事務検証委員会の検証結果報告書にある買収に関する事務に対し 監査請求を行い、監査委員の監査報告を議会の監視活動に生かすために行う。

以上、朗読をもって提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(吉永滿榮君) 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

11番、勝山議員。

- ○11番(勝山徳子君) まず最初に監査結果の報告期限でありますけれども、6月から議会定例会が開催されます。本決議議決後1カ月以内というふうに定めてありますけれども、定例会が6月23日までだと思いますが、それ以降また監査の方は月例等の検査もあります。そういうことを日程的に考えまして、1カ月でできるのかどうか伺いたいと思います。
- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。

○5番(藤田和寿君) あくまでもこの期限に関しましては、先ほどの議案説明の中でございましたとおり、早期の解決が図られ、検証を行っていただきたいということで、監査請求をしているわけでございます。

当局が出しました検証結果を監査するわけでございますので、書類等はすべてもう当局も お持ちになっているということで私は理解しておりますので、そのある資料を監査、精査す るわけでございますので、1カ月あれば十分でないかなと思います。また、なぜ1カ月にし たかといいますと、6月6日から6月の定例会が行われるわけで、この監査報告をするに当 たって臨時会を開くという手間を省くという意味からも、6月の定例会の会期中にその報告 をいただければ、先ほどもあります限られた財政の中で行う事業としましてしかるべきでは ないかなと思いますので、1カ月という期限を切らせていただきました。

- 〇議長(吉永滿榮君) 11番。
- **〇11番(勝山徳子君)** すみません。私が不勉強で教えていただきたいのですが、6月議会の定例会中が過ぎますと、臨時議会の開催がまた要求的に、今言われましたけれども、その臨時議会の開催要求というのはどのようなものなのでしょうか。
- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) すみません、今の件につきましては、少し訂正をさせてください。臨時議会を開く必要はございませんけれども、しかる場で全員に対する監査委員の報告がなされるわけで、ぜひ定例会中に行っていただけたら賢明かなと思いまして、1カ月にしております。
- 〇議長(吉永滿榮君) 11番、勝山議員。
- ○11番(勝山徳子君) 先ほどから、6月定例会は多分議案提出が少ないとは思いますが、 監査委員も議員としてこの6月議会に臨まなければいけません。その中において、日数的に 今、書類の検査ということでできるというふうに確信持って言われておりますけれども、現 実問題、私はどうかなというふうに、監査委員の方にかなり御負担をかけてしまうのではな いかというふうに思っております。そして先ほど議決されました事務検査に関する特別委員 会ですけれども、これが期限が終了するまで、開会中もなお検査をすることができるという ふうに挙げております。事務検査に関する特別委員会と、それからこの監査請求においても、 最終的な結論が、もう少し総合性をもって期限に融通性を持たせたほうがいいかなというふ うに思いました。

それから、この理由としては、検証結果報告書にある買収に関する事務に対し監査請求を 行い、監査委員の監査報告を議会の監視活動に生かすために行うという、この理由に対して は、私は賛成であります。

以上です。

- O議長(吉永滿榮君) そのほかございますか。
 - 9番、増田議員。
- ○9番(増田宏胤君) 9番、増田です。

監査を求める事項は、用地買収事務、土地買収事務に絞っております。このことは、買収をし、その後に執行管理といった取得後の業務があるわけでありまして、一連の業務監査とすべきではなかったかと私は思うわけであります。そのことでこの買収に絞ったということは、どんな御意見をお持ちでしょうか。

- 〇議長(吉永滿榮君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) これは本年2月29日に出されました当局からの検証結果報告書が、4月の時点で町民に対して開示されたということで、この資料に関しましては、やはり信憑性等を含めて、しっかりした裏づけが必要ではないかなと考えております。跡地利用に関しましては、先ほど特別委員会が設置されましたので、そこへ報告書を提出していただきまして、我々も調査できますが、調査をしようにも、どういったことがなされたかというのが、当局の答弁でしか資料がございませんので、その辺に関しましては資料が出た時点で、また今後考えていくことでありますが、現時点ではやはり一刻も早く町民の皆様方に目にふれている資料について監査を行っていただき、整合性をとっていただくということが第一義だと思いまして、監査請求をいたしました。

先ほどの勝山議員の答弁になかったんですけれども、監査委員は監査結果を議会に報告する義務を負うということが議員必携に書いてありますので、その辺も含めまして1カ月ということで、定例会の中で議会に報告するという解釈でさせていただきました。

以上、補足させていただきます。

以上です。

- 〇9番(増田宏胤君) 了解。
- **〇議長(吉永滿榮君)** そのほかございますか。

[発言する人なし]

〇議長(吉永滿榮君) 質疑を終結します。

藤田議員、御苦労さま。

- ○5番(藤田和寿君) よろしく御協議のほどお願いいたします。
- 〇議長(吉永滿榮君) ここで討論を行います。

反対討論、賛成討論ございますか。

[発言する人なし]

○議長(吉永滿榮君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで特別委員会の設置が決まりましたので、追加日程の配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 零時13分

○議長(吉永滿榮君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名です。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の委員の選任について、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。 ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時20分

再開 午後 零時30分

○議長(吉永滿榮君) 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎特別委員会委員の選任について

○議長(吉永滿榮君) ただいまの出席議員数は14名です。

追加日程第1、中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の委員会委員の選任について を議題とします。

お諮りします。

中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、1番、佐藤正司君、2番、枝村和秋君、3番、市川陽三君、4番、杉村嘉久君、5番、藤田和寿君、6番、片山 武君、12番、河原崎曻司君、13番、大塚邦子君の8名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(吉永滿榮君) 異議なしと認めます。

したがって、中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の委員は、ただいま指名しました8名を選任することに決定しました。

ただいま選任されました中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の委員長及び副委員 長につきましては、委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することに なっております。

ついては、互選のため、ここで暫時休憩いたします。

再開は、委員長、副委員長の互選終了後といたします。指名された委員の皆さんは、第2 会議室に御集合願います。よろしくお願いします。

休憩 午後 零時31分

再開 午後 零時47分

○議長(吉永滿榮君) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しております。

ただいま中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会から委員長及び副委員長の互選の 結果の報告がございましたので、発表いたします。

中山三星建材(株)工場跡町有地特別委員会の委員長に、5番、藤田和寿君、副委員長に、 13番、大塚邦子君が決定しました。

以上、報告がありましたので、発表させていただきます。

◎町長あいさつ

〇議長(吉永滿榮君) 以上で、平成20年第1回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了 いたしました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) 臨時会におきまして、当局から提案いたしました議案につきまして真摯に審議され、おみとめいただきましてまことにありがとうございます。

また、98条に基づく特別委員会、それから監査の実施という二つがこの臨時会で議決されたわけでございますけれども、我々がやりました事務検証委員会の出した最終報告というものは、しょせん隔靴掻痒の感がございます。靴を履いたままかゆいところをかこうとしても、まどろっこしくて全然かゆみが取れないというわけでございますけれども、いよいよ議会の皆様が靴を脱がせて、そしてそのかゆみに直接かきなさいというふうなことを皆さんが決意されたわけでございまして、町民の皆様が思っておられるかゆみに対する問いにつきまして、じかにかゆみを抱え、町民の皆様にこの三星の跡地買収につきまして、かゆみのない、また町民の皆様が安心できるような報告をされますことをここに祈念いたしまして、簡単でございますけれども、本臨時会のあいさつといたします。

◎議長あいさつ

○議長(吉永滿榮君) ありがとうございました。

閉会に当たり、一言お礼申し上げます。

本臨時会は、5月2日に地方自治法第101条第3項の規定により臨時会招集を町長に請求して行われた、吉田町議会において初めてものでございました。今後の議会運営に重要かつ必要な事項について、議員各位の協力により慎重審議をいただき、無事決定することができました。心から厚くお礼申し上げます。

◎閉会の宣告

〇議長(吉永滿榮君) それでは、以上をもって平成20年第1回吉田町議会臨時会を閉会 とします。

大変お疲れさまでした。御苦労さまでした。 なお報道関係の皆さん、御協力ありがとうございました。

閉会 午後 零時51分